

高齢者等緊急一時入所事業の実施について

1 事業の目的

本事業は、在宅の高齢者等が緊急的に一時入所を必要とする場合に備え、契約期間を通じて、緊急利用に対応できるベッドを確保し、支援を必要とする高齢者等が速やかに一時入所を利用できる体制を整えることで高齢者等の安全の確保と福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 利用者から区役所・支所に事前申込があった場合

- ア 市内在住の高齢者（要支援・要介護認定の有無を問わない。）から緊急的な利用の申し込みがあった場合に、必要なサービスを提供する。
- イ 利用者に要支援・要介護認定があり、介護保険制度に基づくサービスを利用できる場合は当該利用者に必要なサービスを提供する。
- ウ 利用者に要支援・要介護認定がない場合は、施設に応じた介護予防短期入所生活介護（要支援1）相当のサービスを提供する。
- エ 要支援・要介護認定のある方は本人の介護保険制度にかかる利用限度に準ずるものとし、その後契約による入所へ移行することは妨げない。
なお、要支援・要介護認定のない方の利用日数は年間で30日を上限とする。
- オ 介護保険制度に基づく本人負担分等を利用者が負担し、介護報酬分を国保連若しくは市が負担する。
- カ 居住費は厚労省が定める種別毎の基準費用額を用いるものとし、食費等の実費相当額は施設の定める額とする。
- キ 必要に応じて各種加算を行う。

(2) 区・支所が身元不明等の高齢者等を保護した場合

- ア 区役所及び支所から身元不明の徘徊高齢者等（認知症、虐待等含む）の保護要請があった場合に、速やかに受入れを実施し、対象者の支援に必要なサービスを提供する。休日夜間等の医療機関における診療時間外での受入要請にあたっては一旦受入れを実施し、必要に応じて診療時間内に必要な検査や診療を受けさせるものとする。区役所・支所が保護した場合にはコロナウイルスに関する抗原検査及び検温を実施いたしますが、陽性であった場合も、その症状が軽度である場合は受入要請を行うものとする。
- イ 利用日数は1回の受入に対し原則として7日を上限（やむを得ない場合はさらに7日を上限として延長を行う。）とする。その後、上記（1）の場合の入所や対象者が要支援・要介護認定があることが判明した場合は契約による入所へ移行することは妨げない。
- ウ 施設に応じた短期入所生活介護（要介護1）若しくは短期入所療養介護（要介護1）相当のサービスを提供するものとして費用算定する。
- エ 居住費及び食費等は（1）の事前申込の場合と同様の費用負担とする。なお、本人に支払い能力がない場合は川崎市が負担する。
- オ 緊急受入時及び利用者が認知症や軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）で、ある程度医療的ケアを要する場合は加算を行う。
- カ 必要に応じて各種加算を行う。

(3) 施設について

当該事業の委託先は次のとおりとする。

- ア ベッド確保事業者
個室等を準備できるベッド確保事業者に対して、市はベッド確保料を施設に支払う。併せて、利用実績に応じて利用料等を支払う。
なお、ベッド確保事業者は正当な理由がない限り、区・支所からの受入要請を拒否できないものとする。
- イ 協力事業者
事業に協力いただける事業者に対して、実績に応じて利用料等を支払う。

※ベッド確保施設は個室等が利用可能であり、認知症や軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）の方の受入が可能で、適宜、必要な医療的ケアを提供できる施設を優先して選定する。

3 費用の概算等(あくまで目安です。金額は今後変更となる可能性があります。)

- (1) ベッド確保料
 ベッド確保施設に支払うもの (2,500,000円／年)
- (2) 各種加算
 ア 事業協力加算 1,000円／日
 当該事業利用者の受入を実施した場合に加算する。
 イ 医療対応加算 10,000円／回
 利用者の体調急変時等で、施設が受診付き添い等の対応を行った場合に加算する。
 ウ 緊急受入加算 8,000円／日
 区役所・支所が保護した者を緊急的に受け入れた場合に加算する。なお、当該加算は7日を上限とする。
 エ 要配慮ケア加算 12,000円／日
 区役所・支所が保護した者が認知症や軽度の風邪症状等(軽症の新型コロナウイルス陽性者含む)、特に配慮を必要とする者であった場合に加算する。
- (3) 1日当たりの利用料(短期入所療養介護(従来型個室・要介護1)で算定)

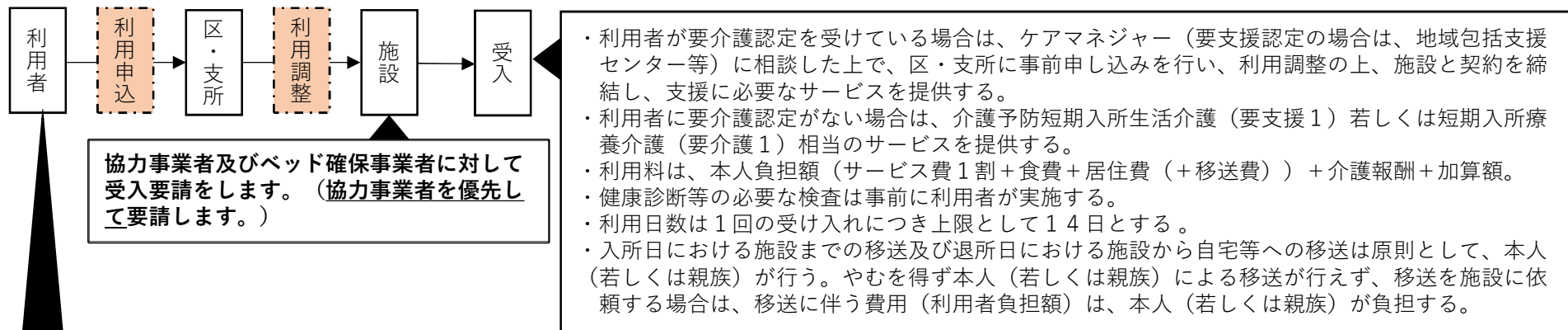
	利用者負担額				介護報酬相当額		加算額					施設収入額
	サービス費	居住費	食費	合計	サービス費	合計	事業協力加算	医療対応加算	緊急受入加算	要配慮ケア加算	合計	
事前申し込みの場合	963	2,066	1,445	4,474	8,665	8,665	1,000	10,000	0	0	11,000	24,139
区・支所が保護した場合	963	2,066	1,445	4,474	8,665	8,665	1,000	10,000	8,000	12,000	31,000	44,139

※施設による移送を利用した場合は、1回につき2,001円(利用者200円、市・国保連1801円)とする。

- (4) 衛生用品等経費の支弁
 事業利用者退所日を起算日として14日以内に、施設内で事業利用者が原因と推測される新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合、施設運営費に必要な衛生用品の確保等の経費を、事業者と協議の上、500,000円を上限として支弁するものとする。

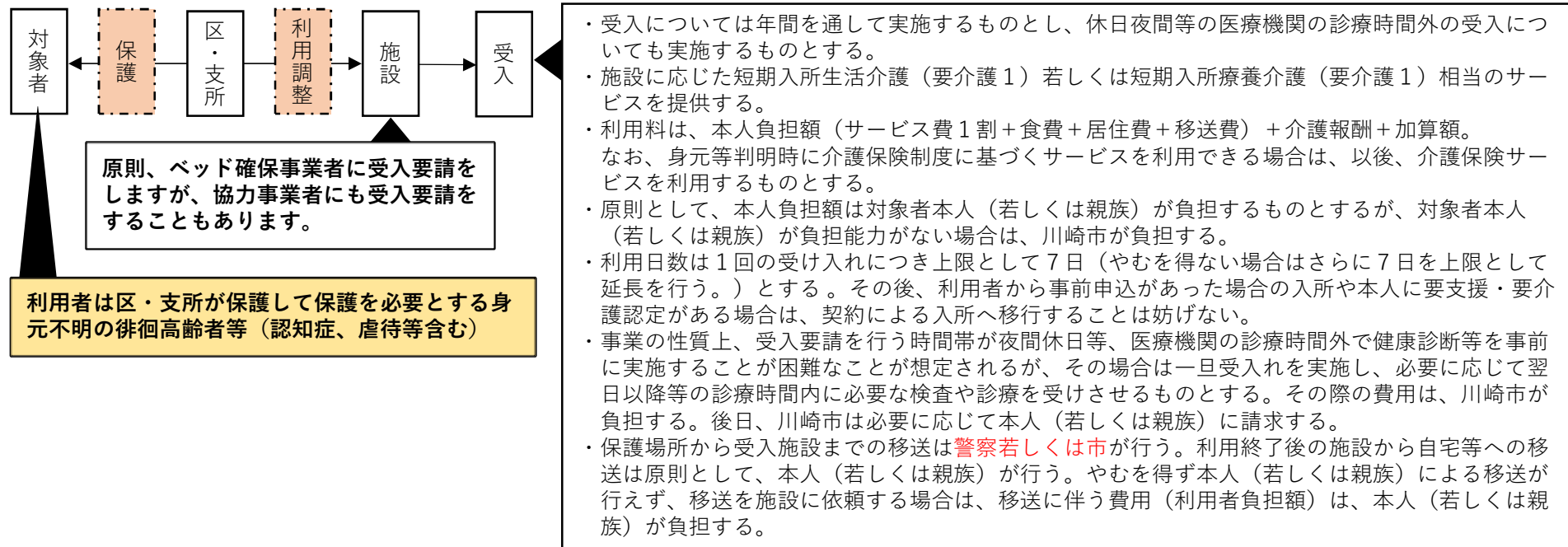
●事業イメージ

●（１）利用者から区・支所に事前申込があった場合



利用者は一時的な短期入所を必要とする市内在住の65歳以上高齢者（要介護認定の有無を問わない）

●（２）区・支所が身元不明等の高齢者を保護した場合



利用者は区・支所が保護して保護を必要とする身元不明の徘徊高齢者等（認知症、虐待等含む）

●事業実施にかかるQ&A

質問	回答
事業利用者はこういった者を想定しているのか。	緊急的に一時入所を必要とする市内在住の65歳以上の高齢者や、市が保護した身元不明な高齢者等です。なお、いずれの場合も介護保険制度上の要支援、要介護認定の有無は問いません。
体調不良者とはこういった者を想定しているのか。	軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）を想定しています。被保護者が重度の体調不良や施設で対応できない症状の場合は救急対応を行ってください。
認知症はどの程度のレベルを想定しているのか。	自分の名前や住所等を説明できない方を想定していますが、明確な基準は定めておりません。
区・支所による被保護者を受け入れる場合、事前の健康診断等はしてもらえるのか。	緊急保護という性質上、事前の健康診断を行うのは困難と想定されます。そのため、受入施設側で十分な感染対策をお願いします。
区・支所による被保護者を保護中に体調急変した場合、はどのように対応すればよいのか。	通常の施設利用者が体調急変した場合と同じ対応をお願いします。必要に応じて救急対応をしてください。医療費については、川崎市が負担します。（本市から被保護者若しくはその親族に請求します。）
保護中の体調急変時に行政の支援は受けられるのか。	原則として、受入施設において通常の施設利用者と同様の対応をお願いします。なお、病院受診の対応については、平日日中は区役所・支所職員が同行等しますが休日夜間や急変時で区役所・支所職員が対応できない場合は施設等にて御対応願います。
感染対策上の理由等から受入要請を断ることはできるのか。	ベッド確保事業者においては、明らかに伝染性疾患等を有している若しくは入院加療の必要があると認められるときや、施設では対象者が必要とする専門的な医療的ケア（バルーンカテーテルの管理、痰の吸引、点滴等）対応ができない等の正当な理由なく、受入を拒否することはできないものとします。特に、利用者の健康状況が不明なことに起因する感染対策上の理由からの受入要請を断ることはできないものとします。 したがって、協力事業者においては、可能な限りの受入協力をお願いするものです。
緊急的な利用の申し込みとはなにか。通常のショートステイ利用ではダメなのか。	可能であれば通常のショートステイを利用すべきところですが、次の理由に該当し緊急的な入所を要するが、ショートステイ先の確保が難しい場合を想定しています。 ア 本人の病気や骨折・打撲等による入院後の退院した際に、在宅で生活が一時的に困難になる場合 イ 同居の家族等の急病や事故等により、本人の在宅生活の継続が困難等の理由により、一時入所を必要とする場合 ウ 罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなくなった場合 エ 虐待や徘徊等により川崎市が保護し、緊急的に一時入所を必要とする場合 オ その他、市長が緊急的に一時入所を必要と認める場合